

議案第96号

損害賠償の額の決定及び和解について

児童扶養手当及びひとり親家庭医療費助成金の未払いに係る損害賠償の額を次のとおり決定し和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

記

1 損害賠償額 2,904,939円

2 和解の内容

(1) 大田原市は、相手方に対し損害賠償額2,904,939円を支払う。

(2) 当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前項に定める以外の請求はしない。

3 相手方の住所及び氏名

住所 ○○○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○